

# 久米島町国民健康保険 収納対策緊急プラン

## 1. 国保資格及び滞納状況の解消

- (1) 他保険者の把握に努め、早期に資格喪失届の提出を勧奨する。また、大幅な遅延者については、担当職員による調査等に基づき職権で国保資格を喪失させる。
- (2) 所得未申告者へ文書や臨戸、電話等により申告勧奨を行い、適正課税に努める。
- (3) 時効完了前に納入勧奨を行うとともに、時効が完成したら迅速に不納欠損処理を行う。
- (4) 失業・疾病等による納付困難な世帯について、町減免規定により積極的推進を図る。
- (5) 非自発的失業者の軽減措置等の減免制度を国保加入者へ周知を行う。
- (6) 年2回、徴収催告書を送付し、納付の勧奨を行う。

## 2. 徴収方法の改善等の取組について

- (1) 短期被保険者証の交付により、滞納者との接触の機会を図り、納付指導を行う。
- (2) 1年以上の長期滞納者については、資格者証の交付を検討する。
- (3) 新規加入者に対し、保険税の自主納付及び納期内納付の自覚を植え付けるため、口座振替の勧奨を行う。
- (4) 広報誌や町ホームページ及び職員等の訪問徴収において、口座振替の勧奨を行う。
- (5) 11月及び12月を徴収月間と位置づけし、税務課と連携し収納強化を図る。
- (6) 滞納者に対し、療養費や児童手当の現金給付がある時は、窓口にて納税相談を行う。
- (7) 久米島町ホームページの一層の充実を図り、ホームページ等を通じて、国民健康保険制度の周知を図る。

## 3. 滞納処分実施の取組について

- (1) 現年度課税分徴収対策の強化
  - ・平成28年度に発生した滞納を発生直後から早期に財産調査を行い整理する。
- (2) 滞納繰越分の対策強化
  - ・滞納者には、財産調査を行い調査結果を検討し、滞納処分を実施する。
- (3) 少額滞納案件の整理強化
  - ・少額滞納案件を11月、12月の期間に集中的に整理を行う。
- (4) 執行停止等の強化
  - ・財産調査結果に基づいて、納税資力の見極めを行い、滞納処分により著しく生活を窮迫させるおそれのある場合において、執行停止処分を行う。

お問合せ 福祉課 保険・年金班 国保担当 ☎985-7124

# 国民年金保険料は納期限までに納めましょう！

期 間	月 額
平成28年4月分～平成29年3月分	16,260円

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関、郵便局、コンビニで納めることができます。また、納付書以外にも便利なクレジットカード納付、口座振替、ネット等を利用した納付があります。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方の財産を差押えることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除、猶予の制度がありますので、役場窓口へご相談ください。  
※納付義務のある方→被保険者本人及び連帯して納付する義務を負う配偶者、世帯主になります。

## 国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事故が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで年金保険料を納付することが困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」がありますので、役場窓口で手続きをしてください。

平成28年度の免除等の受付は平成28年7月1日から開始され、平成28年7月分から平成29年6月分までの期間を対象に日本年金機構が審査を行います。

また、過去期間については、免除等の申請書を提出した日から2年1か月前までの分になります。

失業等により年金保険料を納付することが経済的に困難になっているが、申請せずに未納の期間がある方は一度、役場の年金担当または年金事務所へご相談ください。

お問合せ 浦添年金事務所 ☎098-877-0343 久米島町役場福祉課 ☎985-7124

## 平成28年度 久米島町母子保健推進員募集！

久米島のすべての子どもたちが 健やかに育ちますように

今年度の母子保健推進員のスタートは6名です。久米島のすべての子どもたちが健やかに育つことができるようお手伝いをしています。きめ細やかなサポートができるよう活動していますが人数が足りません。また離島だからこそより手厚いサポートも必要です。

私たちの仲間になりませんか？

一人ひとりに寄り添う気持ちで子育て世代を応援しましょう。久米島町母子保健推進員は町から委嘱を受けて活動しています。



主な活動

- ・乳幼児健診および離乳食学習会のサポート、予防接種および健診未受診者の勧奨、定例会および研修会への参加
- ・報酬：時給850円 ・定例会：1,000円
- ・自主活動(赤ちゃんお守り製作・子育て支援『にじのひろば』など)  
(自主活動に報酬はありません)

お問合せ 福祉課 健康づくり班 ☎985-7124